

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成30年2月15日(2018.2.15)

【公表番号】特表2017-508337(P2017-508337A)

【公表日】平成29年3月23日(2017.3.23)

【年通号数】公開・登録公報2017-012

【出願番号】特願2016-544624(P2016-544624)

【国際特許分類】

H 04 W 76/20 (2018.01)

H 04 W 72/04 (2009.01)

H 04 W 74/08 (2009.01)

【F I】

H 04 W	76/04	
H 04 W	72/04	1 3 6
H 04 W	74/08	

【手続補正書】

【提出日】平成29年12月26日(2017.12.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ユーザ機器(UE)におけるモバイル通信の方法であって、

前記UEにおいてネットワークエンティティから、CELL_FACH状態における拡張アップリンクプロトコルに関連付けられた構成情報を受信するステップであって、前記UEが前記CELL_FACH状態における拡張アップリンクプロトコルに従ってアップリンク送信を送信するように構成される、ステップと、

前記構成情報のマッピング情報が無効であると判断するステップであって、無効な構成情報は、前記UEが前記アップリンクで送信することを不可能とする、ステップと、

前記構成情報が無効であると判断したことに基づいて、前記UEが前記アップリンク送信を送信できることを保証するための少なくとも1つの是正措置を実行するステップであって、前記少なくとも1つの是正措置が、セル更新手順を開始することを含む、ステップとを含む方法。

【請求項2】

前記少なくとも1つの是正措置が、前記構成情報が無効である場合、前記UEがレガシーのランダムアクセスチャネルプロトコルに従ってアップリンク送信を送信することを示す接続要求を前記ネットワークエンティティに送信するステップを含む、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記接続要求が、前記UEがCELL_FACH状態における拡張アップリンク機能をサポートしないことを示す無線リソース制御(RRC)接続要求を含む、請求項2に記載の方法。

【請求項4】

前記接続要求に関連付けられた確立理由が確立理由のセットのうちの1つを含むかどうかを判断するステップと、

前記確立理由が前記確立理由のセットのうちの1つを含む場合、前記UEが前記レガシーのランダムアクセスチャネルプロトコルに従ってアップリンク送信を送信することを示す

前記接続要求を前記ネットワークエンティティに送信するステップと
をさらに含む、請求項2に記載の方法。

【請求項5】

前記確立理由のセットが、会話呼を発信すること、会話呼を終了すること、緊急呼、高優先度シグナリングを発信すること、および高優先度シグナリングを終了することを含む、請求項4に記載の方法。

【請求項6】

前記少なくとも1つの是正措置が、
現在のセルへの接続要求の送信を禁止するステップと、
別のセルへ再選択するステップと
を含む、請求項1に記載の方法。

【請求項7】

前記接続要求に関連付けられた確立理由が確立理由のセットのうちの1つを含むかどうかを判断するステップと、

前記確立理由が前記確立理由のセットのうちの1つではない場合にのみ、前記禁止および前記再選択を実行するステップと
をさらに含む、請求項6に記載の方法。

【請求項8】

前記少なくとも1つの是正措置が、セルに関連付けられた以前に取得されたマッピング情報を含んでいる接続要求を前記セルの第2のネットワークエンティティに送信するステップを含む、請求項1に記載の方法。

【請求項9】

前記構成情報が無効であると判断するステップが、前記構成情報のマッピング情報が無効であると判断するステップを含む、請求項8に記載の方法。

【請求項10】

前記接続要求に関連付けられた確立理由が確立理由のセットのうちの1つを含むかどうかを判断するステップと、

前記確立理由が前記確立理由のセットのうちの1つではない場合にのみ、以前に取得されたマッピング情報を含んでいる前記接続要求を前記第2のネットワークエンティティに送信するステップと
をさらに含む、請求項8に記載の方法。

【請求項11】

接続要求に関連付けられた確立理由が確立理由のセットのうちの1つを含むかどうかを判断するステップと、

前記確立理由が前記確立理由のセットのうちの1つではない場合にのみ、前記セル更新手順を開始するステップと
をさらに含む、請求項1に記載の方法。

【請求項12】

前記ネットワークエンティティから前記構成情報を受信する前に、前記UEがCELL_FACH状態における拡張アップリンクプロトコルに従ってアップリンク送信を送信するように構成されることを示す初期接続要求を前記ネットワークエンティティに送信するステップをさらに含む、請求項1に記載の方法。

【請求項13】

モバイル通信のためのユーザ機器(UE)であって、
前記UEにおいてネットワークエンティティから、CELL_FACH状態における拡張アップリンクプロトコルに関連付けられた構成情報を受信するための手段であって、前記UEが前記CELL_FACH状態における拡張アップリンクプロトコルに従ってアップリンク送信を送信するように構成される、手段と、
前記構成情報のマッピング情報が無効であると判断するための手段であって、無効な構成情報は、前記UEが前記アップリンクで送信することを不可能とする、手段と、

前記構成情報が無効な構成情報を含むと判断したことに基づいて、前記UEが前記アップリンク送信を送信できることを保証するための少なくとも1つの是正措置を実行するための手段であって、前記少なくとも1つの是正措置が、セル更新手順を開始することを含む手段と

を備えるユーザ機器。

【請求項14】

プロセッサによって実行されると、前記プロセッサに、

UEにおいてネットワークエンティティから、CELL_FACH状態における拡張アップリンクプロトコルに関連付けられた構成情報を受信することであって、前記UEが前記CELL_FACH状態における拡張アップリンクプロトコルに従ってアップリンク送信を送信するように構成される、受信すること、

前記構成情報のマッピング情報が無効であると判断することであって、無効な構成情報は、前記UEが前記アップリンクで送信することを不可能とする、こと、

前記構成情報が無効な構成情報を含むと判断したことに基づいて、前記UEが前記アップリンク送信を送信できることを保証するための少なくとも1つの是正措置を実行することであって、前記少なくとも1つの是正措置が、セル更新手順を開始することを含む、こと

と
を行わせる命令を含むコンピュータ可読記憶媒体。